

県道佐伯長船線道路除草業務委託（6-1）特記仕様書

1 （目的及び適用範囲）

この仕様書は、岡山市が行う県道佐伯長船線（美作岡山道路）建設事業用地内の除草業務を行うにあたり万全を期するため、監督員及び受注者が遵守しなければならない作業を示すものである。

2 （指示承認事項）

受注者は、この仕様書によるほか監督員の指示に従わなければならない。

3 （疑義）

作業内容に疑義が生じた場合、受注者は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

4 （納入成果品）

各回ごとに次の資料を作成し、提出すること。

- ・出来形面積総括表（数量計算書）
- ・出来形平面図
- ・出来形展開図
- ・実施状況写真
- ・刈草の処分伝票及び集計表
- ・交通誘導警備員の伝票及び集計表
- ・その他監督員が指示するもの

業務の実施状況がはっきり分かるよう作業着手前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、写真帳に整理の上、監督員に提出すること。この場合における写真はカラー写真とする。

なお、工事写真管理において従来の写真に加え、電子媒体（デジタルカメラ）の使用による工事写真の提出ができるものとするが機能、精度等詳細については監督員の指示によること。

5 （作業現場管理）

- (1) 受注者は作業の実施にあたって通行を妨害し、その他公衆に迷惑をおよぼさないよう配慮するものとする。特に、路上駐車や作業員の路肩での休憩、路上、路肩に機材等を置く等の行為は行わないこと。
- (2) 受注者は、作業場所へ進入する関係車両には定められた掲示を行い、工事関係車両専用の進入路のみを通行すること。
- (3) (2) に示す進入路から作業場所までの交通手段及び駐車場所については、地元塩納区役員及び山の池地区役員と協議の後、作業に入ること。

6 （安全管理等）

受注者は、通行人の注意を促すため、指示された標識・保安施設等を設置し、交通及び作業の安全確保に努めなければならない。

7 （作業内容）

- (1) 除草作業は、昼間作業とし監督員の指示する時期および期間内に実施するものとする。
- (2) 作業は、肩掛け草刈機による作業を標準とする。
- (3) 雑草は、出来るだけ地表面に近い部分で刈り払うものとする。
- (4) 刈り払った草等を路上に放置する等、通行の支障となる行為は行わないよう注意すること。

8 （刈草の処分先）

- (1) 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。
再資源化施設 タマタイ産業(株) (岡山市北区御津下田地内)
運搬距離 片道 19.8km

- (2) 野焼きは、絶対に行わないこと。
- (3) 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- (4) 持ち込む施設を事前に報告すること。
- (5) 刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に連絡すること。

※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。

9 (補修)

作業により民地内の樹木等を損傷させた時は、受注者の責において速やかに補植・補修を行わなければならない。

10 (履行期間)

契約日より令和6年10月31日まで

11 (その他)

- (1) 監督員からの指示があった場合、受注者・発注者（岡山市）・地元関係者の3者で開催する「安全対策協議会」に次の資料を作成のうえ出席すること。

- ・工程表
- ・交通安全対策
- ・周辺環境対策
- ・作業時における駐車場の位置図
- ・作業内容が説明できる資料
- ・作業場所までの進入出及び廃棄物を搬出する際の経路図
- ・一般廃棄物処理伝票（原本）
- ・その他

（不明な点があれば監督員と協議すること）

現場作業時に事故等があった場合、もしくは市監督員より指示があった場合は速やかに現場作業を中止し、安全対策協議会に諮ること。

- (2) 事業地内の他の工事の進捗状況により、作業範囲を変更する予定があるため、作業時には監督員の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、監督員からの指示があった場合、別紙1に示す「美作岡山道路建設工事協議会」に参加し、工程調整を行うこと。

別紙1

美作岡山道路建設工事協議会の安全対策と工程管理について

美作岡山道路の早期全面開通に向け、複数の工事が輻輳して行われる。

これらの工事は限られた時間と場所の中で行うこととなり、通常の工事以上に慎重な安全管理と厳重な工程管理が必要となる。

そこで、すべての工事を安全かつ速やかに進め終了させるため、関連するすべての工事の受注者及び岡山市が必要であると判断した関連事業者は、以下に示す協議会に参加することとする。

美作岡山道路建設工事協議会設置要綱

設立目的・名称

- ① 美作岡山道路建設工事について、相互の安全確保と円滑な工事の進行を行うため、次項の構成員により「美作岡山道路建設工事協議会」（以下「協議会」という）を設立する。
- ② 個々の構成員は、各々担当する工事について労働安全衛生法等の関連する法律を遵守し適切に工事を行うこととする。

構成員、協議会への入会・退会、協議会運営費

- ① 美作岡山道路建設工事の受注者及び岡山市が必要であると判断した関連事業者を構成員として協議会を設置、運営する。
- ② 受注者は発注者との契約と同時に協議会に入会し、工事完成後引渡しと共に退会するものとする。
- ③ 協議会の運営に伴う必要経費は、構成員相互に協議し決定する。

幹事・会議

- ① 幹事は協議会の構成員より選出し、協議会の運営にあたることとする。
- ② 幹事が退会する場合、事前に協議会にて次の幹事を決めることとする。
- ③ 幹事は協議会の会議を開催し、安全衛生管理、工程管理及び地元対応等についての必要な事項について協議・調整等を行う。
- ④ 協議会の会議は週1回程度定期的で開催することとし、開催期日については構成員と都市整備局道路部美作岡山道路建設事務所が協議し決定するものとする。
- ⑤ 協議場所は美作岡山道路建設工事の各受注者が設置する現場事務所を使用することとし、その他に東区役所瀬戸支所の会議室とする。
- ⑥ 協議には構成員である受注者の現場代理人・監理技術者・主任技術者、岡山市監督員及び岡山市が必要として出席を要請した関係者が出席することとする。
- ⑦ 会議にあたっては幹事が予め書記を指名し、会議の議事録を作成する。
- ⑧ 会議の議事録は作成後速やかに岡山市の確認を受け、構成員に配布すること。

その他

この設置要綱に定めのない事項については、構成員及び岡山市監督員が協議し決定する。